

道路事業、樹木の伐採等に関する市への要望手続きについて

各地域から道路改良等の要望が寄せられますが、多治見市全体の道路が安全・快適に通行できるよう、一部の地域に偏ることなく改良を進めていきたいと考えています。

道路の改良等にかかる要望については、必ず町内会長会議などで検討し、区の総意としてとりまとめた上でご提出いただきますようお願いいたします。

また、草刈り等については、日頃から多大なるご協力をいただき誠にありがとうございます。引き続きご協力をお願いいたします。しかし、地域で行うには危険な箇所草刈り等の要望をする場合も、必ず町内会長会議などで検討し、区の総意としてとりまとめた上で提出いただきますようお願いいたします。

1 要望方法

(1) 提出期間：令和5年6月1日（木）から6月30日（金）まで

※緊急を要する案件を除き、原則、上記期間後は受付しかねますのでご注意ください。

(2) 提出先：くらし人権課

(3) 提出方法：区ごとに要望事項をとりまとめ、提出

※メールでもご提出いただけます。

※メールでの提出の場合、受付した旨をメールの返信にて通知します。

(4) 提出書類：①要望事項を記載したもの

②現況写真

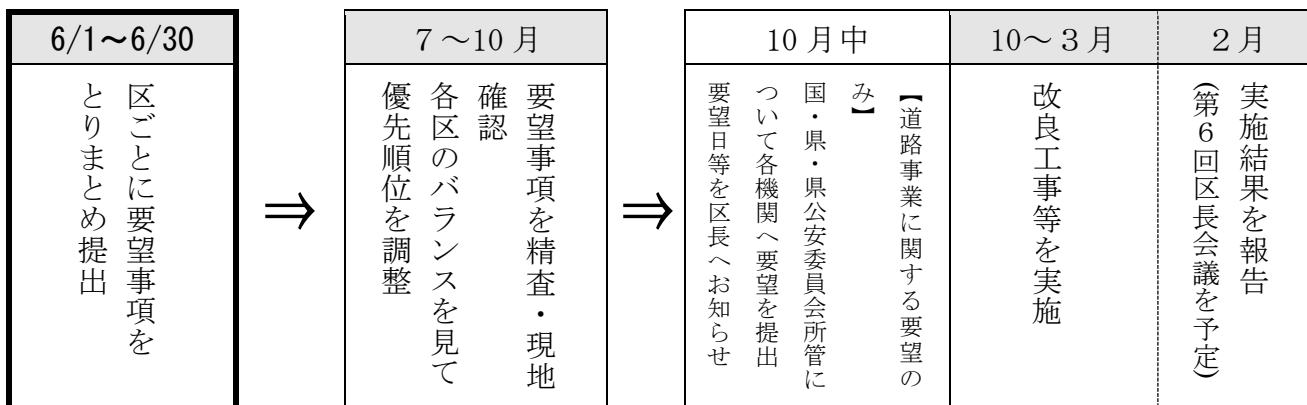
③位置図

(5) 対象となる要望事項

	要望内容（例）
道路に関する事項	・ ガードレールの新設 ・ カーブミラーの新設・角度調整 ・ 側溝の蓋の新設・撤去 ・ 白線の上書き ・ 道路の補修（緊急案件に該当するものは除く） ・ 道路にかかる草木の剪定 等
公園に関する事項	・ 樹木の剪定、伐採、草刈り 等
市有地に関する事項	・ 樹木の剪定、伐採、草刈り 等
市所管以外の要望 （国、県、岐阜県公安委員会）	・ 国道、県道にかかる案件 ・ 信号機の設置 ・ 規制を伴う道路標示の新設（停止線・横断歩道・速度規制等） ・ 規制を伴う道路標識の新設（一時停止・一方通行・速度規制・駐車禁止・大型車両通行禁止等）

※今回の要望に含まないものについては、「別紙」に記載しております。ご確認の上、担当部署に直接ご連絡いただきますようお願いいたします。

2 要望から実施までの流れ



3 留意事項

- ① 個人所有地の樹木の剪定、伐採等については、市では対応できません。
- ② 市所管の市道、緑地等に係る要望事項については、内容の精査・現地確認をし、各区のバランスも考慮し、予算の範囲で優先順位を決め、順次改良工事等を実施します。
- ③ 実施結果については、個別に報告はしません。令和5年度第6回区長会議（令和6年2月開催）にまとめて報告する予定です。
- ④ 道路事業に関する要望のうち、国、県、岐阜県公安委員会の管轄の要望については、市で対応できません。令和5年10月までに市から各機関へ要望を行い、要望日及び要望先を区長へお知らせします。

<問い合わせ>

多治見市暮らし人権課 担当：杉山

電話：0572-22-1134（直通）

Fax：0572-25-7233